

医療等番号の導入に関する考察

東京工業大学 社会情報流通基盤研究センター 大山永昭

1. 前提

- マイナンバーが悉皆性を持って配布された後に、速やかに医療等番号の導入を図ることを想定して、その発番、付番、変更、廃止等について、それらの手順等を考察する
- 医療等番号は、医療等番号管理機関（以下管理機関）が番号の発番・運用・管理等を行うものとする。この組織としては、審査支払基金が一つの候補となる。
- EHR 等の新たなサービスについても、ここでは上記管理機関が行うと仮定する。

注意点：EHR 等の新たなサービスを医療等番号の管理機関が行うと、医療等分野のビッグデータになるとの危惧が生じ得る。その場合には、管理機関を分ける等の検討が必要。

2. 医療等番号の導入・運用手順について

2-1. 発番準備

- ・ 国民健康保険の被保険者については、各自治体が被保険者及びその被扶養者の記号・番号、マイナンバーを管理機関に提供
- ・ 健保協会の被保険者については、健保協会が事業主から日本年金機構を経由してマイナンバーと記号・番号を受けとり、管理機関に提供。被保険者の被扶養者については、健保協会においてマイナンバーと記号・番号を紐付けて、管理機関に提供
- ・ 健康保険組合については、各健保組合が当該被保険者及びその被扶養者のマイナンバーを収集。その後、保険者名、記号・番号、マイナンバーを管理機関に提供
- ・ 共済組合については、共済組合が当該被保険者およびその被扶養者のマイナンバーを収集。その後、保険者名、記号・番号、マイナンバーを管理機関に提供

注意：管理機関への情報提供は電子的に行なうことが望まれる。管理機関が構築する管理 DB の登録ミスを減らすためには、氏名（カナを含む）、西暦の生年月日、性別を付すことが有効

2-2. 発番

- ・ マイナンバーから何らかの関数、あるいはマイナンバーとの対応テーブルを用いて医療等番号を発番。後者の場合には、乱数でも良い
- ・ 前者の場合、対象鍵暗号方式は、上記関数の有力な候補になる
- ・ 後者の場合、マイナンバーが変更されても影響を受けない、独立性を保ち易い等の利点がある

2-3. 付番

- ・ 管理機関では、発番された医療等番号をマイナンバーと一緒にして、各保険者に返却

2-4. 通知

- ・ （案 1）各保険者または事業主から被保険者に、書面等により通知
- ・ （案 2）管理機関から、カードまたははがきを本人に郵送

2-5. 確認

- ・ 被保険者が医療機関等に出向く時、基本的には従来通り、健康保険証を持参いただく。健康保険証のみを持参した場合には、次回、健康保険証と医療等番号通知（書面またはカード）を持参することを依頼する
- ・ 医療機関等が保険証情報と医療等番号を管理機関に照会することで、保険証の資格とともに医

療等番号を確認。間違がある場合には、その旨を紐付け DB に記録し、本人及び保険者に通知。その後、紐付け DB を修正。

2-6. 変更

- ・ 格段の理由がある場合には、本人からの申し出により医療等番号の変更を認めることが必要であろう。
- ・ マイナンバーの変更事由と同じにできるかを確認することが必要
- ・ できない場合の処理は要検討

2-7. 廃止

- ・ 本人が死亡しても、医学研究等に供することから、一定期間は医療等番号の利用を可能とする
- ・ 管理 DB には、健康保険証の資格喪失に加えて、死亡した旨の記録を残す
- ・ 一度利用された番号の再利用は避けるべきである

3. 健康保険の資格確認について

- 健康保険証から保険者名、記号・番号を読み取り、管理機関に資格を確認
- 当面は、前述 2-5.の確認作業を行うことが望まれる

4. 医療機関等の連携、EHR の実現について

4-1. 紐付け DB の整備

- 医療等サービスを受ける場合には、保険証、医療等番号カード、マイナンバーカード等により保険資格の確認が行われる。当該サービス提供機関の組織コードを、保険資格の確認の際に紐付け DB に追記

4-2. 医療機関等の連携

- 患者情報等の連携・照会等を行う関連機関は、医療等番号と安全なネットワークを用いて、P2P でのダイレクト通信を行う
- 連携先の機関コード等が不明な場合には、管理機関に問い合わせる（ディレクトリ・サービス）

4-3. EHR の実現

- 上記 4-1.で記したように、新たな医療等機関から医療等サービスを受ける毎に、紐付け DB にサービス利用履歴を残す
- 他の医療等機関からの参照等に関する本人同意についても記録が必要である
- この履歴は、マイポータルから確認が必要

5. 管理機関の役割について

- 医療等番号の管理機関は、発番から廃止までの医療等番号のライフサイクル全般の運用を管理
- 基本情報としては、氏名、カナ氏名、（住所）、性別、生年月日、健康保険者名、記号・番号、マイナンバー、医療等番号等を管理する
- サービス利用情報としては、当該本人が受けた、医療等サービスを提供した組織名及び組織コード、年月日等を記録する
- 医療等番号により特定される患者に関する医療等の情報を提供する時は、情報連携する機関の組織コード、目的等をログに記録。これらの情報は、連携元あるいは連携先機関が管理機関に通知

以上

医療等番号システムの概念図

